



鶴岡市景観計画

令和4年11月



目次

目次	1
1 鶴岡市の概要と景観計画について	1
(1) 鶴岡市の概要	1
①市の成り立ちと市域	1
②気候	2
③地形	2
④土地利用	2
⑤歴史文化	3
(2) 計画の目的	4
(3) これまでの実績と評価	4
①景観計画（現計画）策定前	4
②景観計画（現計画）策定後	5
(4) 景観まちづくりの課題、景観計画改定の必要性	6
①景観まちづくりの課題	6
②景観計画改定の必要性	6
(5) 計画の位置付け	7
2. 鶴岡市景観計画の区域	8
3. 良好な景観の形成に関する方針	9
(1) 基本方針	11
①自然環境の保全と緑の創出、人々の暮らしと調和した景観形成	11

②地域の特性を生かした市民の誇りとなる景観形成	11
③貴重な歴史的・文化的資源を保全・活用した景観形成	11
(2) 再生可能エネルギー施設への方針	15
①鶴岡地域	16
②藤島地域	19
③羽黒地域	20
④櫛引地域	21
⑤朝日地域	22
⑥温海地域	23
各地域別の景観上の配慮を要する視対象の例	24
4. 行為の制限に関する事項	25
(1) 全域における制限（ただし地区における制限がある区域を除きます）	25
①大規模建築物等の景観に関する制限	25
(2) 地区における制限	27
①羽黒地域大鳥居周辺地区	27
②羽黒地域手向地区	29
③松ヶ岡地区	32
④美咲町シンボルロード地区	35
5. 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針	40
(1) 景観重要建造物の指定の方針	40
(2) 景観重要樹木の指定の方針	40
6. 景観重要公共施設の整備に関する事項	41

(1) 景観重要公共施設の指定の方針	41
(2) 景観重要公共施設の整備に関する方針	42
7. 景観まちづくりの推進方策	43
(1) 行政、事業者及び市民対話による景観まちづくり	43
(2) 景観まちづくりの取組例	43
①ビューポイントの紹介	43
②都市計画高度地区特例許可に係る事前相談制度（デザインレビュー）	43
③手向地区まちづくり協定・まちなみ景観形成事業	44
④あつみ温泉ひと中心のみちづくり・まちづくり	45
①行為の制限に関する届出の流れ	46
②都市計画高度地区特例許可に係る事前相談制度の流れ	47
資料編	ii
(1) 景観計画改定の経過	ii
(2) 景観計画改定の体制	iii
(3) 景観シミュレーション	iv
①山当て	iv
②再生可能エネルギー発電施設	vi
(4) 景観まちづくり市民フォーラム	x
(5) 用語解説	xi

1 鶴岡市の概要と景観計画について

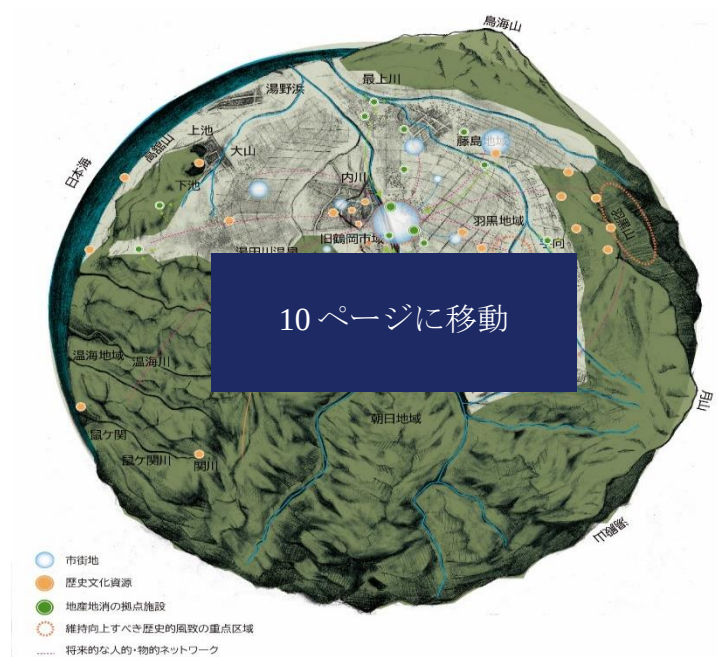
（１）鶴岡市の概要

①市の成り立ちと市域

鶴岡市は山形県の庄内地方南部に位置し、平成 17 年 10 月に、1 市 4 町 1 村が合併して誕生した市です。市域は東西約 43 km、南北約 56 km にわたり、総面積 1,311.51k m²と東北一広い面積を有する自治体です。

本市中心部には、明治9年（1,876年）までは鶴ヶ岡城が築かれており、鶴ヶ岡城破却後は、市民の憩いの場として親しまれている鶴岡公園が整備されています。元和8年（1,622年）に当地に酒井忠勝が入部して以降の三代約50年の間に、鶴ヶ岡城の拡張と共に整備された城下町の町割が、今もなお本市中心市街地の骨格となっています。

現行計画 1 ページの全域図を復活させる



【市全域図】

【魚眼図】

②気候

夏季は南東季節風により晴天が多く高温となり、冬季は北西季節風により曇天や降雪、積雪が多いという特徴を示す日本海側気候区に属します。

③地形

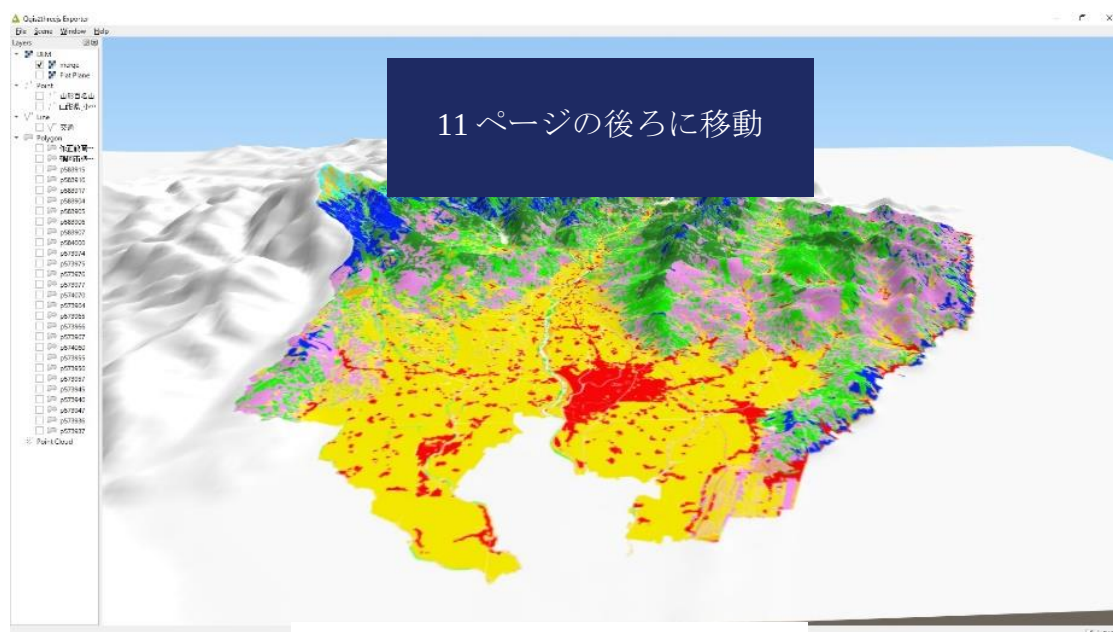
本市北部には、庄内平野が広がり、平野を取り囲むように主要な山々が連なり、平野や中山間地に市街地や昔からの集落が点在しています。また、赤川水系、最上川水系の河川が貫流し日本海に注いでいます。

本市東南部は、磐梯朝日国立公園に指定されている羽黒山、月山、湯殿山からなる出羽三山及び朝日連峰、そして、摩耶山系の山岳丘陵地帯となっています。

本市西部は日本海に面し砂丘海岸と起伏に富んだ磯海岸が形成され、庄内海浜県立自然公園に指定されています。

④土地利用

森林が 73.1%と市域の大部分を占め、次いで農用地 13.8%、宅地 2.6%となっています。



【地勢図】

⑤歴史文化

本市では豊かな自然環境のなかで、様々な文化・産業が育まれてきました。本市東南部には、古くから山岳修験の山として知られている出羽三山が悠然と広がるほか、本市内には天神祭や黒川能などの祭祀・風習・伝統芸能や、養蚕・絹織物産業などの伝統産業も連綿と受け継がれています。平成 25 年 11 月には鶴岡市歴史的風致維持向上計画を策定し、鶴岡固有の歴史的風致を守り有効に活用していくことで、良好な市街地環境の形成を推進していきます。

また、平成 26 年 12 月には、豊かな風土が育んできた四季折々の海の幸、山の幸を背景に、ユネスコ食文化創造都市に日本で初めて認定されたことに加えて、「出羽三山」、「サムライゆかりのシルク」、「北前船寄港地船主集落」と、全国最多 3 つの日本遺産を有しており、それぞれ固有の奥深い文化や歴史が評価されています。

【市が準備】

歴まち重点区域と日本遺産が重なる手向・松ヶ岡の写真

【市が準備】

歴まち重点区域と日本遺産が重なる手向・松ヶ岡の写真

（２）計画の目的

本市は景観法第７条第１項に規定する景観行政団体です。この景観計画は、良好な景観の形成に関する計画として、同法第８条第１項に基づき定めるものです。

景観まちづくりは地域の豊かな個性を守り、魅力を育むうえで重要な取り組みです。良好な景観の形成に関する方針や具体的な制限事項等を示し、行政、事業者及び市民がそれらを共有するとともに、対話を通じた良好な景観の形成を図るため、策定するものです。

（３）これまでの実績と評価

①景観計画（現計画）策定前

旧鶴岡市では、古き良き町の雰囲気を残しつつ新しい時代に対応していくための長期的かつ総合的な都市空間形成の指針として、平成２年３月に「鶴岡市都市景観形成ガイドプラン」を策定しました。鶴岡の特徴的な景観の整理、その個性伸長のための具体的なアクションプランなどを明記し、長らく本市での景観行政上の指針となってきました。

また、鶴岡市都市景観形成推進委員会を前身とし、平成１７年１月に鶴岡市景観審議会を設置しました。これまで、ふるさと景観資源登録制度、鶴岡都市計画高度地区等について審議を行い、良好な景観形成を図ってきました。

②景観計画（現計画）策定後

平成 20 年 5 月に鶴岡市景観計画を策定し、4 つの基本目標に対応する活動を進め、鶴岡市歴史的風致維持向上計画の策定等、良好な景観形成に努めてきました。

基本目標	施策・実績
自然環境の保全・育成に努め、自然環境と調和した景観形成	「鶴岡市における風力発電施設の設置等に係るガイドライン」の改正などを通じて、自然景観保護の重要性に対する市民の共通理解が一定程度図られました。
地域の個性を生かし、市民の誇りとなる景観形成	市が募集した「ふるさと景観資源」や「都市景観賞」に多くの応募があり、市民の意識醸成が図られました。
貴重な歴史的・文化的資源を保全・活用した景観形成	鶴岡市歴史的風致維持向上計画の策定などにつながりました。
緑を増やし生活と環境にうるおいをもたらす景観形成	地区計画における緑化規定、緑の基本計画策定などにつながりました。地区計画区域においては、地価の維持・上昇が図られました。

これらに加えて、平成 26 年度には「鶴岡市シビックコア周辺地区」が都市景観大賞（国土交通大臣）を受賞するなど、外部的評価もいただいています。

（４）景観まちづくりの課題、景観計画改定の必要性

①景観まちづくりの課題

平成 20 年に景観計画を策定してから、景観まちづくりを取り巻く状況が変化してきており、以下の課題を抱えています。

（ア）再生可能エネルギー発電施設と景観との調和

大規模再生可能エネルギー発電施設（太陽光発電施設、風力発電施設等）は、景観に与えるインパクトが大きいことから、景観保護との兼合いを予め考えておくことが重要であること。

（イ）手向地区と松ヶ岡地区における歴史的文化的景観の保全

歴史的風致維持向上計画の重点区域と日本遺産関連区域が重複する「手向地区」と「松ヶ岡地区」については、観光活性化等に寄与する歴史的文化的景観の保全が重要であること。

（ウ）鶴岡らしさを表す通りや内川の眺めの継承

城下町の町割りで整備された通りや内川から周辺の花々を望む眺め（山当て景観）は、昔から市民に親しまれているが、大切に守り、引き継いでいかないと失われてしまうおそれがあること。

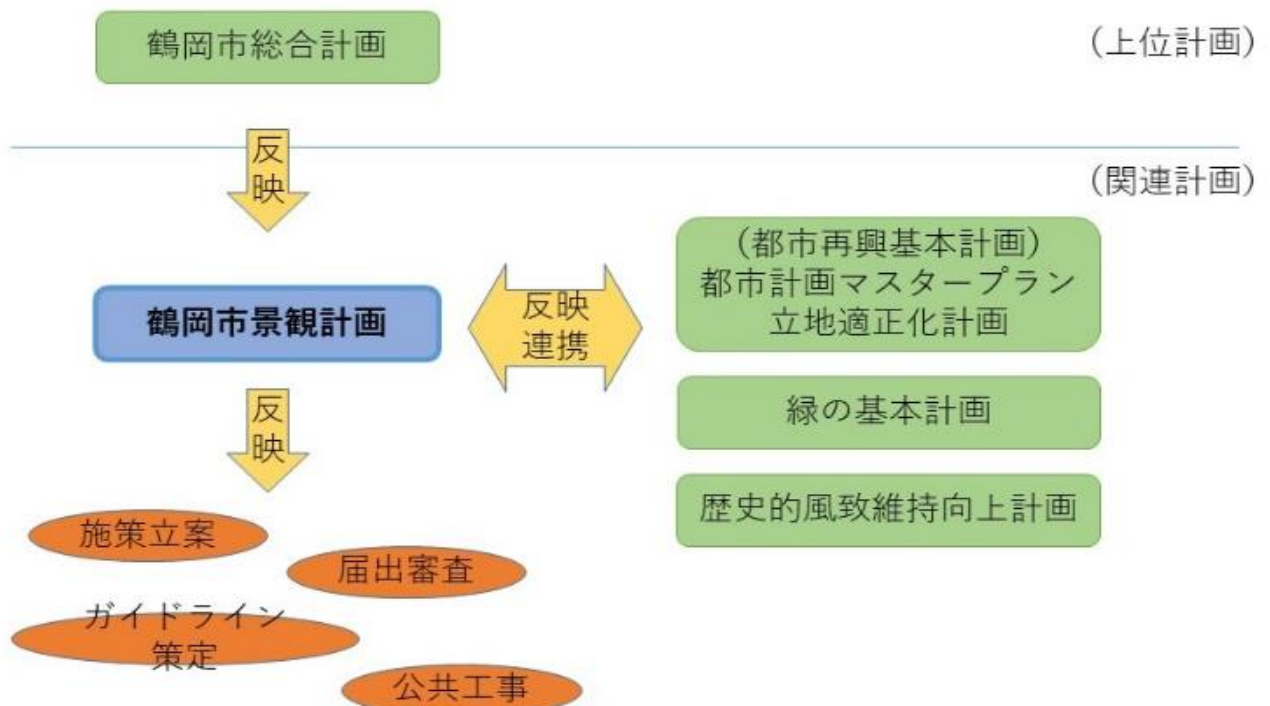
②景観計画改定の必要性

今般、SDGsにおいても世界共通での達成目標となっている再生可能エネルギーへのパラダイムシフトと、本市固有の文化やこれまで営まれてきた市民生活の背景としての景観の保全との調和を図り、郷土の歴史的・文化的資源としての景観を将来に亘り継承していくため、景観計画の改定が必要です。

（５）計画の位置付け

景観計画は、鶴岡市総合計画を上位計画とし、都市計画マスタープラン、立地適正化計画、緑の基本計画、歴史的風致維持向上計画を関連計画として反映・連携を図ります。

また、本市の景観形成は先人たちが連綿と受け継いできた取組みや生業の積み重ねの歴史そのものであり、それを現在の私たちがしっかりと受け止め、次世代に残していく責務があります。鶴岡市景観計画は計画期間を定めませんが、社会情勢の変化や技術革新が計画見直しの必要性を惹起する場合は、都度、見直しを行うものとします。



2. 鶴岡市景観計画の区域

景観計画区域は、鶴岡市全域とします。

【市が準備】

コラージュのようなイメージ

市内 6 地域の写真×1 枚、文化財などの写真 3 枚

⇒合計 9 枚

3. 良好な景観の形成に関する方針

本市は、豊かな自然環境に恵まれ、農林水産業を基幹産業としながら、城下町と近現代が織り成す歴史が調和した、他に誇れる地域固有の伝統や生活の文化を築き、学びや芸術に親しむ市民性を発揮し、文化の薫り高いまちを形成してきました。

古くから山岳修験の山として知られる出羽三山、松ヶ岡開墾場の蚕室群を中心とする絹産業の歴史と文化、北前船寄港地であった加茂港などを構成要素とする3つが日本遺産に認定され、黒川能や山戸能、酒造や絹産業など、伝統文化や伝統産業が今も連綿と受け継がれています。

また、多くの温泉地があるほか海の幸、山の幸、庄内米などの里の幸に四季折々恵まれる農山漁村としても発展し、花の開花や水田の風景の移り変わり、雪景色など季節ごとの特徴的な景観、夕日や夜景など時間ごとの豊かな景観の変化にも恵まれています。

鶴岡市街地の中心部は、庄内藩14万石の城下町として基礎が築かれ、今もなお、鶴ヶ岡城址の鶴岡公園や町割り、河川や水路、周辺には藩校致道館をはじめとする数多くの歴史的建造物などに城下町の風情や名残りが色濃く残されています。

また、羽黒地域の手向地区や松ヶ岡地区は、日本遺産に認定されるなど、この地方に残された日本の原風景を求めて、多くの観光客が訪れています。

本市ではこれらの豊かな自然環境や歴史的・文化的資源を後世に引き継ぎ、良好な景観の形成と地域のさらなる発展に資するため、良好な景観の形成と保全に関する方針を次のとおり定めます。

なお、本市の景観形成において、体系的な整理と目指すべき方向性を初めて指し示したのは、平成2年3月策定の「鶴岡市都市景観形成ガイドプラン（以下、ガイドプラン）」です。その当時から本市の景観の特徴は端的に言えば、「美しい田園風景や山々、海岸といった自然景観を周囲に抱いた、重層的な歴史性を持つ都市景観」と捉えられます。

その構成要素をさらに紐解けば、自然景観としては、「防風林を持つ農村集落が散村状に展開する景観」、「ほぼ自然のままの地形が残されている庄内海

岸の景観」など多岐にわたり、市街地との境界が比較的是っきりとした郊外での景観を整理しています。一方、都市景観としては、「鶴岡公園を中心とした歴史を感じる景観」、「遠くに鳥海山、月山、近くに金峰山、高館山等、山を背景とする景観」などとそれぞれ捉えています。こうした旧鶴岡市のガイドプランにおける景観の分析・整理は、策定から30年余りが経過した市町村合併後の現在の鶴岡地域にそのまま当てはまるだけでなく、藤島・羽黒・櫛引・朝日・温海の各地域においても、共通する要素があることから、それらも踏まえた方針としています。



魚眼図がここに入る

(1) 基本方針

美しく豊かな自然環境や歴史が積み重なり今を彩る本市固有の価値ある景観を保全し後世へ継承するため、自然を守り育て、土地や地域の特性を生かし、歴史的・文化的資源を大切にしたい、鶴岡らしい魅力的な景観まちづくりを行います。

①自然環境の保全と緑の創出、人々の暮らしと調和した景観形成

②地域の特性を生かした市民の誇りとなる景観形成

③貴重な歴史的・文化的資源を保全・活用した景観形成

本市の景観を構成している主な項目について、本市における類型別、景観要素別ごとの基本方針を下記のとおり定めます。

項目			構成要素
A 類型別	①自然景観	森林地域	山林、清流、集落
		海岸地域	海、漁港・漁村、温泉地
		農業地域	田畑園地、集落、河川
	②都市景観	商業・工業、住宅地域	商店街、工業団地、住宅地、街なみ、緑地
B 景観要素別	③拠点景観	公共施設周辺	官公庁、関連施設とその周辺
		史跡等歴史的・文化的資源周辺	文化財、歴史的建造物とその周辺
	④軸景観	街路・幹線道路周辺	街路、幹線道路とその周辺
		河川及び水辺周辺	河川、水辺とその周辺

A 類型別の方針

自然景観及び都市景観は、人々の暮らしと密接に結びついた本市固有の重要な景観資源として、資源の保全とより一層の魅力的な景観形成に努めます。

① 自然景観

森林地域

水源涵養や国土保全、林業、自然学習や癒しの空間などの多様な森の資源を保全し、水と緑、自然と暮らしが調和した良好な森林景観の保全と形成に努めます。



海岸地域

水産業、交流や観光・学習の場などの多様な海の資源を保全し、夕日や海岸線、山との眺望など恵まれた景観の保全と活用に努めます。



農業地域

水源涵養や環境保全、産業基盤としての農業や学習の場などの多様な里の資源を保全し、田園周辺に点在する集落とその屋敷林、遠望される山々などと調和した農村景観の保全と形成に努めます。



② 都市景観

商業・工業、住宅地域

各時代の建造物などが積み重なり形成されてきた都市構造、古くからの歴史的な街なみなど、多様な地域固有の都市景観を保全し、自然景観と調和した景観形成に努めます。



商・工業や住宅団地が広がる中心市街地では、良好な住環境の整備と利便性の向上、賑わいづくりに貢献する景観形成に努めます。

B 景観要素別の方針

拠点景観及び軸景観は、本市固有のまちの個性であり、後世へ引き継ぐ価値ある景観資源として、資源の保全とより一層の魅力的な景観形成に努めます。

③ 拠点景観

公共施設周辺

地域固有の歴史・文化、雰囲気、特性を背景とする公共施設とその周辺環境を適正に保全し、自然環境や歴史と調和した社会基盤の整備、歩行者空間を確保した賑わいと魅力あるまちづくりに資する景観形成に努めます。



史跡等歴史的・文化的資源周辺

地域固有の歴史・文化、風土に根ざし、古くから受け継がれてきた史跡等数多くの歴史的・文化的資源とその周辺環境を適正に保全し、歴史的・文化的資源とそれらを取り巻く景観や人々の活動の後世への継承と



活用に向けた景観形成に努めます。

④ 軸景観

街路、幹線道路周辺

日常生活に欠かせない街路や幹線道路とその周辺環境を適正に保全し、城下町の町割りで整備された小路や街路、幹線道路などから望む周辺の山々の眺め（山当て景観※など）、空や山、海などの豊かな自然環境と調和した田園都市にふさわしい、ふるさとらしさが感じられる良好な景観形成に努めます。



河川及び水辺周辺

本市を流れる河川や水辺とその周辺環境を適正に保全し、河川や水辺からの山々などの自然環境や街なみなどの眺望、親水や憩い、安らぎなどのふるさとらしさが感じされる良好な景観形成に努めます。



（２）再生可能エネルギー施設への方針

太陽光発電や風力発電施設などの再生可能エネルギー施設については、事業者と市民の相互理解のもとでの導入推進を基本とし、本市が有する豊かな自然環境や地域固有の貴重な歴史的・文化的資源など、本市の価値ある景観資源の保全との調和に努めます。

(3) 地域別の方針

①鶴岡地域

鶴岡地域は、古くから庄内地方の政治、経済、文化の中心として発展した都市であり、その土地利用は、宅地その他が約3割、農用地が約3割、森林が約4割であり、地域全体の約6割が平野となっています。

中心市街地は城下町として現在の都市の骨格・基礎が築かれ、鶴ヶ岡城址である鶴岡公園周辺には、国指定史跡である旧致道館をはじめとする歴史的建造物が集中し、城下町としての面影が色濃く残っています。

平成19年に策定した「三の丸地区の景観まちづくりガイドライン」においても、近世城下町ならではの歴史的骨格、文化的建築が今も豊富に伝承されていること、また、中心市街地の移動景観では四方の山容が見え隠れし、「山に囲まれた庭園」とも言うべき景観特性があることを、「鶴岡らしさ」の一つとして定義しています。

このように、平野部から中山間部、海岸部に亘り、多様で豊かな自然環境のもと、城下町の歴史を背景とする固有の気風、数多くの歴史的建造物、多彩で貴重な伝統文化などが鶴岡地域固有の特性として古くから受け継がれており、これらを後世へ継承し、良好な住環境と景観形成を図るため、以下の事項に取り組んでいきます。

現行計画の地図を使用

類型別/自然的景観/森林地域

林業振興と里山や周辺集落の維持、自然学習の場としての活用を図り、市街地から望む山々の景観保全に努めます。



類型別/自然的景観/海岸地域

海岸施設の維持管理や海岸美化の市民との協働、漁港や水族館、温泉地など多様な資源を活用した観光振興や地域活性化を図り、海岸と山なみ、まちが構成する景観保全に努めます。



類型別/自然的景観/農業地域

水稻や地域固有の在来作物などが広がる農用地の保全、田園とその周辺に点在する田園集落などの景観保全に努めます。



類型別/都市的景観/商業・工業、住宅地域

中心市街地を成す住宅地や商店街の住環境の整備、北部サイエンスパークや工業団地などの集積を図り、歴史的な建造物と近現代建築物が融合した、緑豊かな市街地の景観形成に努めます。



景観要素別/拠点景観/公共施設周辺

官公庁など公共施設・都市機能の集約化、土地の有効利用や市民の利便性向上を図り、まちのシンボルとして、ゆとりある良好な住環境の整備と自然環境と調和した景観形成に努めます。



景観要素別/拠点景観/史跡等歴史的・文化的資源周辺

国指定史跡旧致道館をはじめとする数多くの歴史的・文化的資源の保全と活用を図り、固有の風情や伝統文化を背景とする歴史的な建造物と城下町の街なみを後世への継承に寄与する景観形成に努めます。



景観要素別/軸景観/街路・幹線道路周辺

城下町としての骨格や小路などが残る都市構造を活かした山々を望む景観保全に努めます。



景観要素別/軸景観/河川及び水辺周辺

内川や赤川などの水辺空間の形成と親水性の向上を図り、河川や水辺からの眺望などの景観保全に努めます。



②藤島地域

作成中です

地図

写真 1

写真 1

③羽黒地域

作成中です

地図



④櫛引地域

作成中です

地図

写真 1

写真 1

⑤朝日地域



⑥温海地域

作成中です

地図



類型別・景観要素別に景観上の配慮を要する視対象の例

作成中です

4. 行為の制限に関する事項

(1) 全域における制限（ただし地区における制限がある区域を除きます）

①大規模建築物等の景観に関する制限

大規模な建築物・工作物は、景観形成に大きな影響を与えるとともに鶴岡の「まちの顔」となるため、以下のとおりの制限を行います。

○届出対象行為

次に掲げる建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転、外観の大規模な修繕もしくは大規模な模様替えまたは外観の色彩の変更をする行為（以下、「大規模建築行為」）

- ・建築物で、高さ 13m を超えるもの、または建築面積 500 m² を超えるもの。
- ・工作物で、高さ 15m を超えるもの。
- ・太陽光発電関連施設については、パネル面積の和が 500 m² を超えるもの。ただし、屋根設置を除く。

↑ 文言整理中です

※大規模な修繕、模様替えとは、修繕、模様替え部分が屋根、壁の総面積の 2 分の 1 を超える場合です。

望ましい意匠・色彩計画の例

望ましい意匠・色彩計画の例

	項目	景 観 形 成 基 準
建築物	全体計画	周辺の風景に配慮すること。
	意匠	建築物全体を統一感のある意匠にすること。建物上部、屋外階段、バルコニー、車庫、自転車置場、倉庫、設備用建築物等は、建築物本体との調和を図ること。
	色彩	基調となる色は落ち着いた色彩にすることとし、原則としてマンセル表色系R（赤）系・Y R（橙）系彩度6以下、Y（黄）系彩度4以下、その他彩度2以下にすること。ただし、自然系素材（木材、石材、レンガ等）を用いてその素材の色を生かす場合は、この限りではありません。
	外壁材	汚れにくく耐久性の高い材料を使用すること。
	付帯建築設備等	周囲から見えにくい位置に設置し、建築物本体との調和を図ること。
	敷地外構	敷地内の緑化に努めること。緑化は地域に合った植栽を行い四季の演出を考慮し、また既存樹木の保全に努めること。特に道路との境界部は緑化に努め、開放感のあるつくりとすること。
工作物	全体計画	周辺の風景に配慮すること。
	意匠	周囲に与える突出感、違和感を軽減すること。
	色彩	基調となる色は落ち着いた色彩にすることとし、原則としてマンセル表色系R（赤）系・Y R（橙）系彩度6以下、Y（黄）系彩度4以下、その他彩度2以下にすること。ただし、自然系素材（木材、石材、レンガ等）を用いてその素材の色を生かす場合及び地域のシンボル（鳥居等）として定着している場合は、この限りではありません。また航空法その他の法令により色彩に関する基準が設けられている場合は、適用除外とします。
	材料	汚れにくく耐久性の高い材料を使用すること。
太陽光発電	全体計画	道路境界及び隣地境界から十分な離隔距離を確保し、周囲への圧迫感を低減すること。 公共空間の視点場から視対象への眺望を阻害しないこと。

（２）地区における制限

①羽黒地域大鳥居周辺地区

羽黒地域大鳥居周辺地区は、出羽三山の門前町である手向宿坊街への入口として古くから知られ、大鳥居を正面に左に鳥海山、右に月山が眺望できる良好な視点場です。平成 29 年に出羽三山が日本遺産に認定され、その入口である大鳥居周辺の景観保護の必要性がより高まっていることから、周辺の自然環境や田園風景に調和した景観を形成するための制限を行います。

○区域の範囲

十文字交差点から神路坂（羽黒高校手前）までの主要地方道鶴岡羽黒線約 1.1 km 間、その北側の戸野・坂ノ下集落前まで、南側の大口・玉川集落前までの区域



○届出対象行為

次に掲げる建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転または外観の色彩の変更をする行為

- ・ 建築物…住宅等の場合、原則として建築面積 10 m²を超えるもの
- ・ 農業用施設の場合、建築面積 33 m²を超えるもの

・ 工作物…全て

・ 太陽光発電関連施設…全て



望ましい意匠・色彩計画の例

	項目	景 観 形 成 基 準
建 築 物	形態	ア.全体的に周辺の自然環境と調和させること。
	色彩	ア.色彩は周辺の自然環境に調和する落ち着いたものとする こと。基調となる色は、原則としてマンセル表色系R（赤）系・Y R（橙）系彩度6以下,Y（黄）系彩度4以下,その他彩度2以下にすること。 イ.塗り壁の場合は漆喰の白を基本とすること。 ウ.土壁仕上げの場合は自然色とすること。
	意匠	デザインは全体としてまとまりのあるものとし、周辺の自然環境と調和させること。
工 作 物	形態	歪な形や周辺の自然環境から著しく突出する形態とならないよう、周辺の自然環境と調和させること。
	色彩	基調となる色は落ち着いた色彩にすることとし、原則としてマンセル表色系R（赤）系・Y R（橙）系彩度6以下、Y（黄）系彩度4以下、その他彩度2以下にすること。ただし、自然系素材（木材、石材、レンガ等）を用いてその素材の色を生かす場合及び地域のシンボル（鳥居等）として定着している場合は、この限りではありません。また航空法その他の法令により色彩に関する基準が設けられている場合は、適用除外とします。
	意 匠	デザインは全体としてまとまりのあるものとし、周辺の自然環境と調和させること。

太陽光 発電	全体計画	道路境界及び隣地境界から十分な離隔距離を確保し、周囲への圧迫感を低減すること。 公共空間の視点場から視対象への眺望を阻害しないこと。
-----------	------	---

②羽黒地域手向地区

羽黒地域手向地区は出羽三山の門前町であり、妻帯修験が営む宿坊が並ぶ宗教集落として栄えてきました。「土塁と植栽に囲まれ、山伏の位階を示す立派な門構えのある茅葺き屋根」という昔ながらの宿坊は少なくなっていますが、注連縄の張られた貫通し門や軒下に引綱が飾られた伝統的な様式の民家の連なりは、固有の精神性を感じさせる独自の街並みを作り出しています。この歴史性が見てとれる街並みは、長い間の修験道に関わる人々の暮らしや修行の中で育まれてきた貴重な文化遺産であり、当地区固有の魅力を作り出しています。

当地区は、鶴岡市歴史的風致維持向上計画において、歴史的風致の維持向上を図るため、重点区域の一つである「羽黒手向地区」として指定されているほか、平成 29 年に出羽三山が日本遺産に認定され、手向宿坊街が主要な構成要素となっています。

そこで当地区内では、その歴史的風致の維持向上を図るとともに、個性ある街並みの景観を形成するための制限を行います。

○区域の範囲

鶴岡市羽黒町手向地区 10 集落全域



○届出対象行為

次に掲げる建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転または外観の色彩の変更をする行為

- ・ 建築物…全て
- ・ 工作物…全て
- ・ 太陽光発電関連施設…全て



望ましい意匠・色彩計画の例

表 行為の制限の基準

	項目	景 観 形 成 基 準
建築物	全体計画	周辺の風景に配慮すること。
	意匠	建築物全体を統一感のある意匠にすること。建物上部、屋外階段、バルコニー、車庫、自転車置場、倉庫、設備用建築物等は、建築物本体との調和を図ること。
	色彩	基調となる色は落ち着いた色彩にすることとし、原則としてマンセル表色系R（赤）系・Y R（橙）系彩度6以下、Y（黄）系彩度4以下、その他彩度2以下にすること。ただし、自然系素材（木材、石材、レンガ等）を用いて、その素材の色を生かす場合はこの限りではありません。
	外壁材	汚れにくく耐久性の高い材料を使用すること。
	付帯建築設備等	周囲から見えにくい位置に設置し、建築物本体との調和を図ること。
	敷地,外構	敷地内の緑化に努めること。緑化は地域に合った植栽を行い四季の演出を考慮し、また既存樹木の保全に努めること。特に道路との境界部は緑化に努め、開放感のあるつくりとすること。
工作物	全体計画	周辺の風景及び景観に配慮すること。
	意匠	周囲に与える突出感、違和感を軽減すること。
	色 彩	基調となる色は落ち着いた色彩にすることとし、原則としてマンセル表色系R（赤）系・Y R（橙）系彩度6以下、Y（黄）系彩度4以下、その他彩度2以下にすること。ただし、自然系素材（木材、石材、レンガ等）を用いてその素材の色を生かす場合及び地域のシンボル（鳥居等）として定着している場合は、この限りではありません。また航空法その他の法令により色彩に関する基準が設けられている場合は、適用除外とします。
	材 料	汚れにくく耐久性の高い材料を使用すること。
太陽光発電	全体計画	道路境界及び隣地境界から十分な離隔距離を確保し、周囲への圧迫感を低減すること。 公共空間の視点場から視対象への眺望を阻害しないこと。 敷地の道路境界沿いには植栽等の目隠し措置を行い、手向地区の街並みの連続性等との調和を図ること。また、周囲への反射光の影響を低減すること。

③松ヶ岡地区

羽黒地域松ヶ岡地区には、国指定史跡松ヶ岡開墾場が所在し、開墾当時の建物跡地や、近年まで続いた土地の共有制により維持されてきた畑地等が広がっており、これらは史跡の歴史的・文化的景観を構成する重要な要素と位置付けられています。

当地区は、鶴岡市歴史的風致維持向上計画において、歴史的風致の維持向上を図るため、重点区域の一つである「羽黒松ヶ岡地区」として指定されているほか、平成29年に「サムライゆかりのシルク」が日本遺産に認定され、松ヶ岡開墾場が主要な構成要素となっています。

そこで当地区内では、その歴史的風致を維持向上するとともに、史跡の歴史的・文化的景観と調和した美しい農地景観を維持するための制限を行います。

○区域の範囲

鶴岡市歴史的風致維持向上計画の重点区域「羽黒松ヶ岡地区」のうち、鶴岡市羽黒町松ヶ岡全域



○届出対象行為

次に掲げる建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転または外観の色彩の変更をする行為

- ・ 建築物…全て
- ・ 工作物…全て
- ・ 太陽光発電関連施設…全て



望ましい意匠・色彩計画の例

表 行為の制限の基準

	項 目	景 観 形 成 基 準
建築物	全体計画	周辺の風景に配慮すること。
	意匠	建築物全体を統一感のある意匠にすること。建物上部、屋外階段、バルコニー、車庫、自転車置場、倉庫、設備用建築物等は、建築物本体との調和を図ること。
	色彩	基調となる色は落ち着いた色彩にすることとし、原則としてマンセル表色系R（赤）系・Y R（橙）系彩度6以下、Y（黄）系彩度4以下、その他彩度2以下にすること。ただし、自然系素材（木材、石材、レンガ等）を用いて、その素材の色を生かす場合はこの限りではありません。
	外壁材	汚れにくく耐久性の高い材料を使用すること。
	付帯建築設備等	周囲から見えにくい位置に設置し、建築物本体との調和を図ること。
	敷地,外構	敷地内の緑化に努めること。緑化は地域に合った植栽を行い四季の演出を考慮し、また既存樹木の保全に努めること。特に道路との境界部は緑化に努め、開放感のあるつくりとすること。
工作物	全体計画	周辺の風景及び景観に配慮すること。
	意匠	周囲に与える突出感、違和感を軽減すること。
	色彩	基調となる色は落ち着いた色彩にすることとし、原則としてマンセル表色系R（赤）系・Y R（橙）系彩度6以下、Y（黄）系彩度4以下、その他彩度2以下にすること。ただし、自然系素材（木材、石材、レンガ等）を用いてその素材の色を生かす場合及び地域のシンボル（鳥居等）として定着している場合は、この限りではありません。また航空法その他の法令により色彩に関する基準が設けられている場合は、適用除外とします。
	材料	汚れにくく耐久性の高い材料を使用すること。
太陽光発電	全体計画	道路境界及び隣地境界から十分な離隔距離を確保し、周囲への圧迫感を低減すること。 公共空間の視点場から視対象への眺望を阻害しないこと。 敷地の道路境界沿いには植栽等の目隠し措置を行い、松ヶ岡地区の史跡や農地の連続性等との調和を図ること。また、周囲への反射光の影響を低減すること。

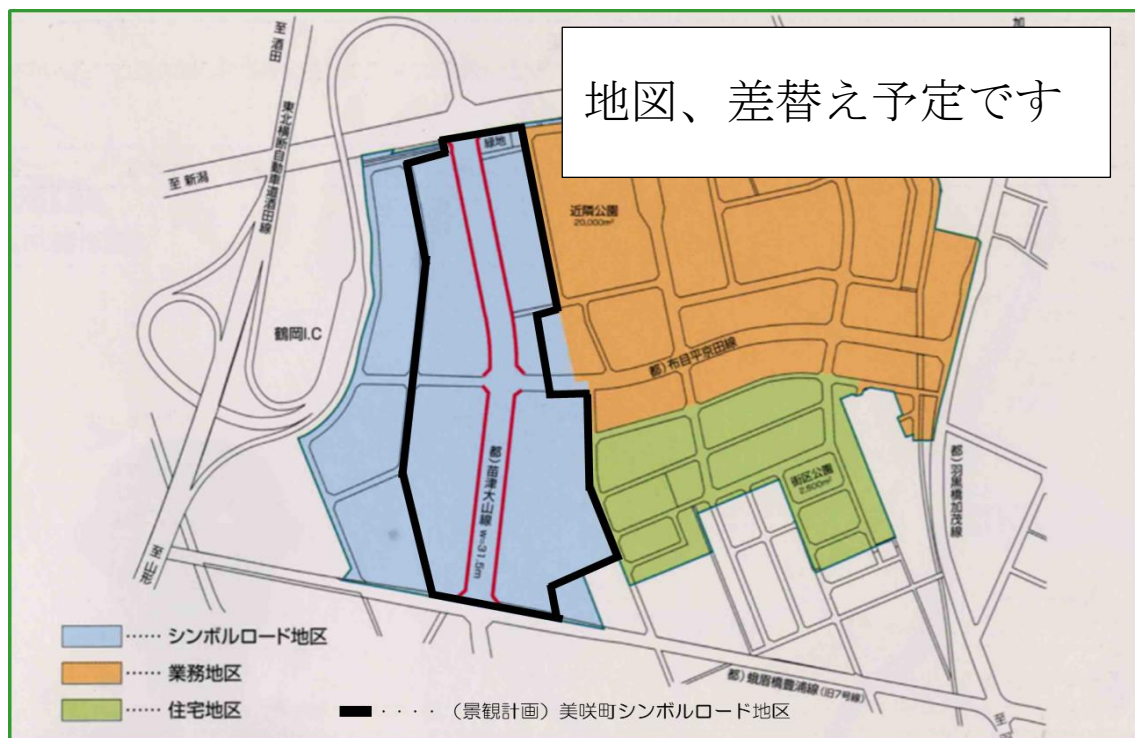
④美咲町シンボルロード地区

日本海東北自動車道鶴岡インターチェンジから鶴岡市街地に延びる美咲町シンボルロードとその沿道では、正面に出羽三山を配し、沿道に並木が連たんした緑豊かな景観と一体感をもった整備を行っています。

また、権利者等が結んだまちづくり協定など街並みのルール化を行い、鶴岡市街地の陸の玄関口にふさわしい景観づくりを行ってきました。このような取組みを景観計画に位置付け、良好な街並みを維持・形成していくための制限を行います。

○区域の範囲

美咲町地内の都市計画道路苗津大山線（シンボルロード）沿道地区



○届出対象行為

- ・建築物の新築、増築、改築、移転または外観の色彩の変更をする行為
- ・工作物の新築、増築、改築、移転または外観の色彩の変更をする行為
- ・屋外広告物の設置
- ・敷地の緑化
- ・道路の出入り口の設置
- ・自動販売機の設置

○行為の制限に関する基準

項 目		景 観 形 成 基 準
建 築 物	壁面後退	シンボルロード接面境界は、壁面後退線を道路境界から2 m以上とすること。
	意匠	建築物及び工作物のデザインについては、シンボルロードならびに周辺環境との調和が図れるものとする。
	色彩	基調となる色、色の組み合わせは落ち着いた色彩にすることとし、原則としてマンセル表色系R（赤）系・Y R（橙）系彩度6以下、Y（黄）系彩度4以下、その他の彩度2以下にすること。ただし、自然系素材（木材、石材、レンガ等）を用いて、その色彩を生かす場合はこの限りではありません。
	建築設備	高架水槽、冷却塔、吸水管やダクト類はシンボルロード沿いに露出させないこと。

屋外広告物以外の工作物	鶴岡西部地区計画と大規模建築物等の景観に関する制限を基準とすること。
敷地の緑化	(シンボルロード接面及び側道面に接する境界の緑化) シンボルロード接面及びシンボルロードに正面接面しかつ側道(緑道含む)に接する宅地の側道接面は、車両出入口以外の道路境界に、植樹柵等を用いての幅員1m以上の緑地帯を設け、低木植栽以上のものを施工すること。 (シンボルロード背面道路に接する境界の緑化) シンボルロードを正面とした場合の背面境界については、車両出入口以外の道路境界、または、境界に擁壁が施されている場合は擁壁上部に、幅員1m以上の低木以上の緑地帯を施工すること。
道路の出入口の設置	道路出入口の取り付けについては、敷地面積1,500㎡毎、シンボルロード正面及び背面に各1箇所までとすること。側面が道路に接面している場合は、接面間口延長が70m毎、1箇所とすること。ただし、複数宅地を一画地利用する場合は別に定めます。
自動販売機の設置	シンボルロード接面に自動販売機等を設置する場合は、原則、道路境界線からの距離を15m以上としなければなりません。また、缶等が廃棄できるようにゴミ箱を設置し、管理しなければなりません。シンボルロードよりセットバックした敷地内に、休憩スペースを設置し、かつ、囲い・覆い等により自動販売機を露出させないように設置する場合は、前項の規定によりません。この場合でも、缶等が廃棄できるようにゴミ箱を設置し、管理しなければなりません。

敷地周辺の写真

望ましい意匠・色彩計画の例

○屋外広告物設置についての基準

		広告物美観維持基準	
共通事項		(1)自己の氏名、店名、屋号若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所、居所又は事業所若しくは営業所及び施設に表示するものに限る。 (2)自己の住居、店舗又は事務所若しくは営業所及び施設の敷地外に突出しないこと。 (3)自己の管理する物件及び土地に管理の必要に基づき表示するもので、表示面積3平方メートル以下、地面から広告物上端までの高さが3メートル以下のものは設置できる。 (4)特殊装置広告については掲出できない。 ※特殊装置広告：ネオンサイン、イルミネーション及び電光掲示板等	
種類		広告物美観維持基準	広告物景観誘導形成基準
建 植 広 告	1 広告 板	(1)表示面積 30 m ² 以下であること。	(1)基調となる色は落ち着いた色彩にすること。
	広告塔	(2)高さ 15m 以下であること。	(2)白黒を除き3色以内（写真を除く）とする。
		(3)道路境界から1m以内かつ高さ2.5m以内への表示はできない。	(3)色彩の統一を図ること。
		(4)敷地又は土地が道路に接する1辺の長さが100m以下は1辺に1個、100mを超える場合は50mを超える毎に1辺当たり1個追加できる。	
壁 面 利 用 広 告	1 広告 板	表示面積が一面 30 m ² 以下であること。 表示面積の合計が1壁面につき 60 m ² 以下。 表示面積の合計が当該壁面積の 1/3 以下であること。	(1)基調となる色は落ち着いた色彩にすること。
	2 広告 板 (壁面 から突 出する もの)	表示面積が1面 30 m ² 以下であること 建物の上端を超えないこと	(2)白黒を除き3色以内（写真を除く）とする。
			(3)色彩の統一を図ること。

屋 上 利 用 広 告	広告板 広告塔	一面の表示面積が当該建物の最大壁面の $\frac{1}{3}$ 以下であること。 表示面積の合計が当該建物の壁面積の合計の $\frac{1}{3}$ 以下であること。 地上から広告物天端までの高さが 25m 以下で建物の高さの $\frac{1}{2}$ 以下であること。 広告塔又は広告板どちらか 1 方とする。 広告塔は 1 個、広告板は 1 辺に 1 個とする。 建物の端から突出しないこと。	(1)基調となる色は落ち着いた色彩にすること。 (2)白黒を除き 3 色以内（写真を除く）とする。 (3)色彩の統一を図ること。
広告幕 のぼり			破損、退色した場合は速やかに除却すること。掲出期間は 2 ヶ月以内とすること。

広告物美観維持基準：美観風致を維持するための規制の基準

広告物景観形成基準：良好な景観を形成するための誘導の基準

5. 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針

本市に点在する景観資源は、各地域の良好な景観の形成するうえで重要な要素です。長い年月をかけて育まれてきた地域のシンボルとなっており、地域の歴史や特性を表す建造物、樹木について、特に重要なものを景観重要建造物または景観重要樹木に指定し、保全・活用を図ります。

（１）景観重要建造物の指定の方針

市民に親しまれている建築物、産業遺産などで、地域の自然、歴史、文化等からみて保全する価値があるもののうち、道路その他公共の場所から誰もが容易に眺めることができるものとし、所有者の意見を聴いて景観重要建造物に指定することとします。

ただし、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の規定により、国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物または史跡名勝天然記念物として指定され、または仮指定された建造物については、適用されません。（景観法第19条第3項）

（２）景観重要樹木の指定の方針

市民に親しまれている大樹、森などで、地域の自然、歴史、文化等からみて保全する価値があるもののうち、道路その他公共の場所から誰もが容易に眺めることができるものとし、所有者の意見を聴いて景観重要樹木に指定することとします。

ただし、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の規定により、特別史跡名勝天然記念物または史跡名勝天然記念物として指定され、または仮指定された樹木については、適用されません。（景観法第28条第3項）

6. 景観重要公共施設の整備に関する事項

都市の景観は、主に道路等の公共施設と沿道の建物から構成されておりますが、多くの市民から親しまれる主要な道路、河川、公園などは、まちの個性を表す景観形成の骨格をなし、居心地の良いまちなか空間を創出するうえで重要な役割を果たす必要があります。

特にランドマークとなる公共施設については、管理者との協議のうえ、景観重要公共施設に指定し、良好な景観形成に資する整備を推進していきます。

（１）景観重要公共施設の指定の方針

景観計画区域内の道路、河川、公園を対象とし、指定の基準は以下のとおりとします。

- ① 中心市街地、観光地等で、景観形成の骨格をなしており、保全・活用の必要があること。
- ② 市民にとって景観形成上重要であると考えられている、親しまれている、もしくは親しまれることが十分予想されること。

（２）景観重要公共施設の整備に関する方針

景観重要公共施設の整備に当たっては、中長期に亘って良好な景観形成を保全できるよう適正な維持管理に努めることとし、整備に関する方針は以下のとおりとします。

- ①当該地の景観形成の骨格として、地域の特性や周辺との調和を図ること。
- ②整備の計画初期段階から周辺住民をはじめとする市民の意見聴取、合意形成を図ること。
- ③良好な歩行者空間の創出を積極的に図ること。
- ④材料は、汎用性の高いものを使用、メンテナンスの容易さに十分配慮し、維持管理コストと良好な景観の保全の両立を図ること。
- ⑤街路樹は、まちのシンボル性を重視するとともに、適切な維持管理を十分に検討したうえでの配置、樹種の選定とすること。
- ⑥橋梁は、地域特性、接続道路との調和を考慮し、高欄、親柱、舗装等を検討し、橋梁そのものが視対象となることに対しても配慮すること。
- ⑦道路付属物（標識類、防護柵、照明施設、ベンチ、花壇等）は、まちのあべき姿から適切な選定を行い、周辺との統一性に配慮すること。
- ⑧維持管理は、整備時の方針を継承し、適正な管理、修繕に努めること。

7. 景観まちづくりの推進方策

（１）行政、事業者及び市民対話による景観まちづくり

本市の良好な景観は、行政による道路や建築物の整備だけではなく、事業者や市民による社会経済活動のほか、長い歴史において市民一人ひとりの暮らしの中で生み出され、守り継がれたものです。

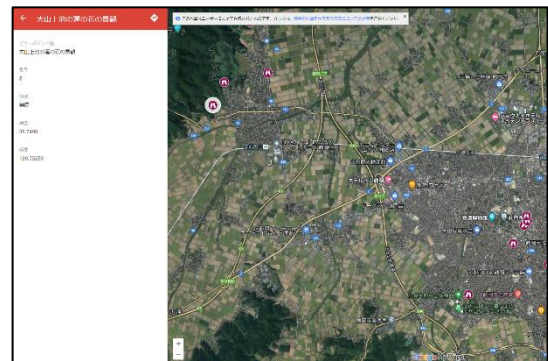
景観法では、良好な景観形成の基本理念を示しつつ、国の責務（第3条）、地方公共団体の責務（第4条）、事業者の責務（第5条）、住民の責務（第6条）がそれぞれ規定されており、良好な景観形成を官民一体となって推進していく必要性が示されています。このことを踏まえ、本市では行政、事業者及び市民の果たすべき役割を次のとおり定めるとともに、相互の対話による景観まちづくりを推進します。

取組み内容を追加予定

（２）景観まちづくりの取組例

①ビューポイントの紹介

市では、「鶴岡らしさ」を表す、雄大な自然景観、街並み景観について「ふるさと景観資源」等で登録・表彰等があったビューポイント（視点場と視対象）として、ホームページで紹介しています。



②都市計画高度地区特例許可に係る事前相談制度（デザインレビュー）

市では、城下町として培われてきた景観を後世に引き継ぐこと、高層建築物の立地による居住環境の悪化や建築紛争を未然に防止することを目的とし、建築物の高さ制限を鶴岡都市計画高度地区により定めています。（当初決定：平成16年12月9日）

鶴岡市街地（大山及び湯野浜市街地を除く旧鶴岡市の用途地域）を対象区域とし、3種類の高度地区を定めていますが、公共施設、公益施設、立地することにより市街地の都市機能が高まるとともに市民の利便性が高まる施設（中心市街地の賑わい創出・まちなか居住の推進）に対しては特例許可制度があり、商業地域及び近隣商業地域での事業を対象に、事前相談制度（デザインレビュー）を設けています。

事前相談では、建築主、設計者、市、鶴岡市コミュニティアーキテクト委員及び地元まちづくり団体等が一堂に会し、デザイン案等について景観配慮事項に基づきディスカッションを行い、構想段階から相談することで、周辺環境・景観との調和が図られ、市民に親しまれる良好な景観形成に資する建築物となることを目指しています。

③手向地区まちづくり協定・まちなみ景観形成事業

羽黒地域手向地区は、出羽三山の門前町として栄え、注連縄の張られた貫通し門や軒下に引き綱が飾られた伝統的な様式の民家の連なりは、固有の精神性を感じさせる独自のまちなみを形成しています。

この歴史性が見て取れる街並みは、長い間の修験道に関わる人々の暮らしや修行の中で育まれたものであり貴重な文化遺産であることから、祭事や修験道の日々の営みとともに後世に伝えていくため、地区では平成29年度より、集落単位でのまちづくり協定の締結に取り組んでいます。

まちづくり協定では、地形や自然、気候などを大スケール、町割りを中スケール、屋敷構えを小スケールと区分、着目し、要素別に分類することで、まちなみの特徴をわかりやすく整理しています。その上で、まちなみ形成方針として屋敷構えについて基準項目を設け、歴史的風致の維持保全を図っています。

市では、まちづくり協定の対象区域において、一定の条件を満たす建築物等の修景整備に対する補助を行っており、手向地区に暮らす方、訪れる方にとって魅力あるまちなみづくりを推進しています。

④あつみ温泉ひと中心のみちづくり・まちづくり

温海地域のあつみ温泉では、車よりも人を中心としたみちづくりとして、2003年に登録された国土交通省のくらしのみちゾーン整備事業において、「かじか通り」の狭い歩道と車道との段差をなくするとともに、2車線だった車道を1車線の一方通行に変更し、余裕の生まれた道路の両側にはさまざまな形をした約20箇所の休憩施設を配置しました。同時に470m区間において無電柱化を実現しています。

このほか「葉月通り」をたまり空間として再生するため、道路の真ん中に、足湯や飲泉所、湯だまり池等を整備しました。

公共整備と併せて、魅力的な沿道の建物改修や、地元住民で構成するまちづくりチームが主催する多様なイベント開催などが相まって、まち全体でもてなしの心を表すことで温泉街の魅力づくりに取り組んでいます。

（３）景観計画に関する手続

①行為の制限に関する届出の流れ

フローチャート

②都市計画高度地区特例許可に係る事前相談制度の流れ

フローチャート

資料編

(1) 景観計画改定の経過

作成中

（２）景観計画改定の体制

都計審

景観審

．．．

事務局

作成中

(3) 景観シミュレーション

3次元モデリングソフトやGIS地形データが、低価格、かつ汎用性の高い形式で普及したこともあり、建築行為を行う前に眺望・まちなみへの影響を簡易に事前検討できる環境が整いました。シミュレーション画像の作成を行うことで、景観計画で示した基準との整合性を客観的に確認すると同時に、市民や関係者とのイメージの事前共有が可能となります。鶴岡市ではシミュレーション画像の活用による対話型の景観形成プロセスを目指します。

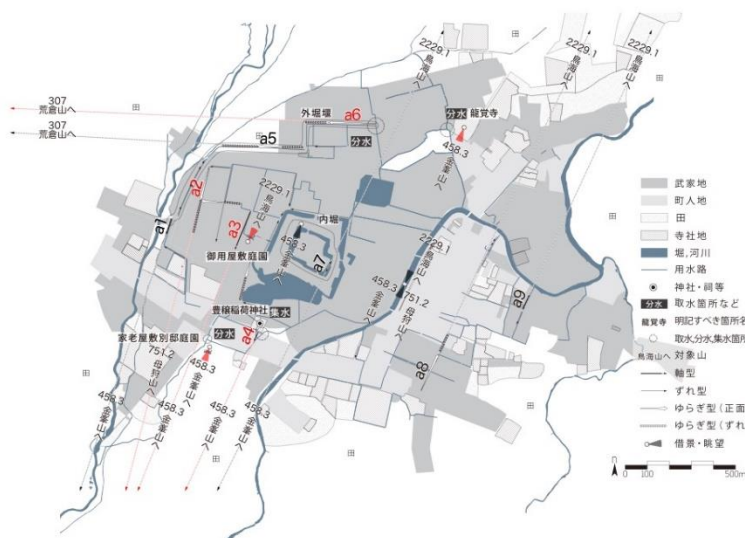
ここでは、具体的に市街地での山あて景観と、再生可能エネルギー施設を例に、シミュレーション画像作成手順とその活用方法を紹介します。

① 山当て

山あてシミュレーション画像作成の目的

鶴岡市の景観を特徴づけている要因の一つに、「山あて」が挙げられます。「山あて」とは、街路や水路を周辺の山々に向けて配置する設計技法であり、鶴岡市でも荒倉山、母狩山、金峯山、鳥海山などに向けた山あて景観が多数確認されています。

これらの景観資源を次世代へと引き継ぐためにも、建築物や工作物の新設には注意を払う必要があります。特に、三の丸地区、シビックコア地区には、多くの市民に親しまれている山あて景観の視点場が集積していることもあり、シミュレーション画像作成により、事前に景観への影響を客観的に評価することが求められています。



三の丸地区、シビックコア地区に集積する山あて景観の視点場

近世城下町における伝統的水系構造と景観構成との関係に関する研究 山形県鶴岡市を対象として, 田中 雄大, 菅野 圭祐, 佐藤 滋, 都市計画系論文集 2016 年 51 巻 3 号 p. 305-312

シミュレーション画像作成手順

1. 建設行為により影響を及ぼす山あて景観を特定
2. 建築計画地を中心に、山あて景観に影響を与える視点場を特定し、現状を写真撮影。デジタルカメラは高解像度の物を用い、人の目線の高さから撮影。晴天時、かつ逆光にならない時間帯での撮影を基本とする。
3. 3次元の簡易モデル（外形のみ）をスケッチアップなどのソフトウェアで作成
4. モデルを Google Earth などの3次元地図ソフトや GIS ソフト上に配置
5. 現状景観写真の視点場・視対象の位置関係、画角（カメラレンズ）を合わせる
6. 画像編集ソフトにより、現状写真と3次元の簡易モデルを合成
7. 画像編集ソフトで建物の開口部・素材感を再現

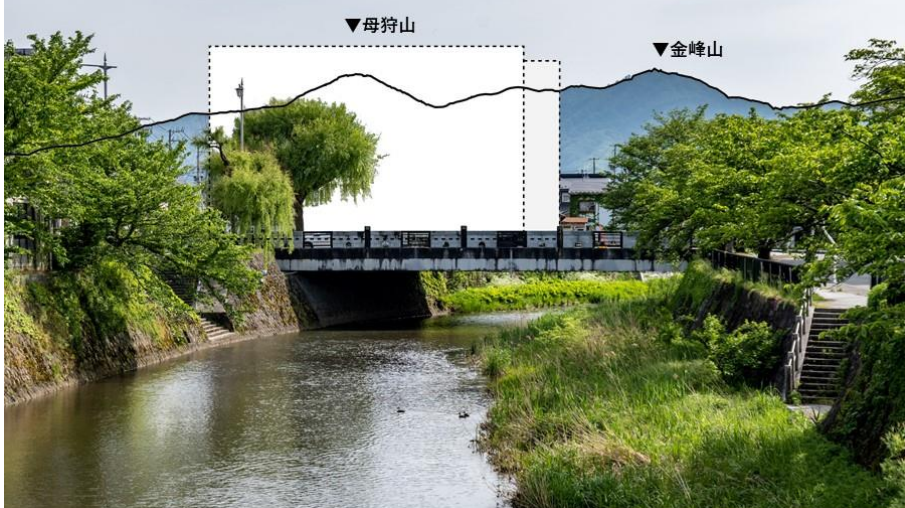
シミュレーション画像活用方法

1. 3次元簡易モデル（外形のみ）の代替案を作成し、上記の手順により画像作り、山あて景観への影響軽減を検討
2. 3次元簡易モデル（外形のみ）の代替案を作成し、周囲の街並みのスカイライン、屋根形状との調和を検討
3. 外壁の素材感や開口部の大きさの代替案をテクスチャーとして適用し、周辺的环境との調和を検討

山あて景観シミュレーション画像作成手順
視点場の特定



山あて景観シミュレーション画像作成手順
3次元の簡易モデルのシミュレーション



山あて景観シミュレーション画像作成手順
3次元のテクスチャー付きのシミュレーション





② 再生可能エネルギー発電施設

再生可能エネルギー発電施設シミュレーション画像作成の目的

パリ協定の発効以来、わが国も一丸となってカーボンニュートラル社会実現を目指しています。鶴岡市でも再生可能エネルギーの導入が徐々に進んでいますが、鶴岡らしい景観との両立が課題になりつつあります。そこで、鶴岡を特徴づける景観を維持しながら、再生可能エネルギー発電施設導入を可能にするために、シミュレーション画像を用いた事前検討を行うことが重要になります。

シミュレーション画像作成手順

1. 発電施設計画地を中心に、山あて景観や、田園景観、歴史的景観に影響を与える視点場を特定し、現状を写真撮影。デジタルカメラは高解像度の物を用い、人の目線の高さから撮影。晴天時、かつ逆光にならない時間帯での撮影を基本とする。
2. 3次元モデルをスケッチアップなどのソフトウェアで作成
3. モデルを Google Earth などの3次元地図ソフトやGISソフト上に配置
4. 現状景観写真の視点場・視対象の位置関係、画角（カメラレンズ）を合わせる
5. 画像編集ソフトにより、現状写真と3次元モデルを合成

シミュレーション画像活用方法

1. 発電設備の規模、位置、配置パターンを変化させて代替案の景観への影響を検討
2. スクリーンや植栽などによる目隠しにより景観への直接的な影響軽減を事前検討

再生可能エネルギー画像作成手順
3次元モデルの合成



再生可能エネルギー画像作成手順
影響軽減の検討



(4) 景観まちづくり市民フォーラム

作成中

（５）用語解説

①マンセル表色系

本景観計画の色彩基準では、建築物・工作物等の色彩を客観的かつ正確に表現するため、マンセル表色系によるマンセル記号を用いています。マンセル表色系は、色相（しきそう）、明度（めいど）、彩度（さいど）の３つの属性により表現する色のものさしです。

色相は、10種類の基本色（赤=R、黄赤=YR、黄=Y、黄緑=GY、緑=G、青緑=BG、青=B、青紫=PB、紫=P、赤紫=RP）とその度合いを表す0から10までの数字を組み合わせで表記されます。

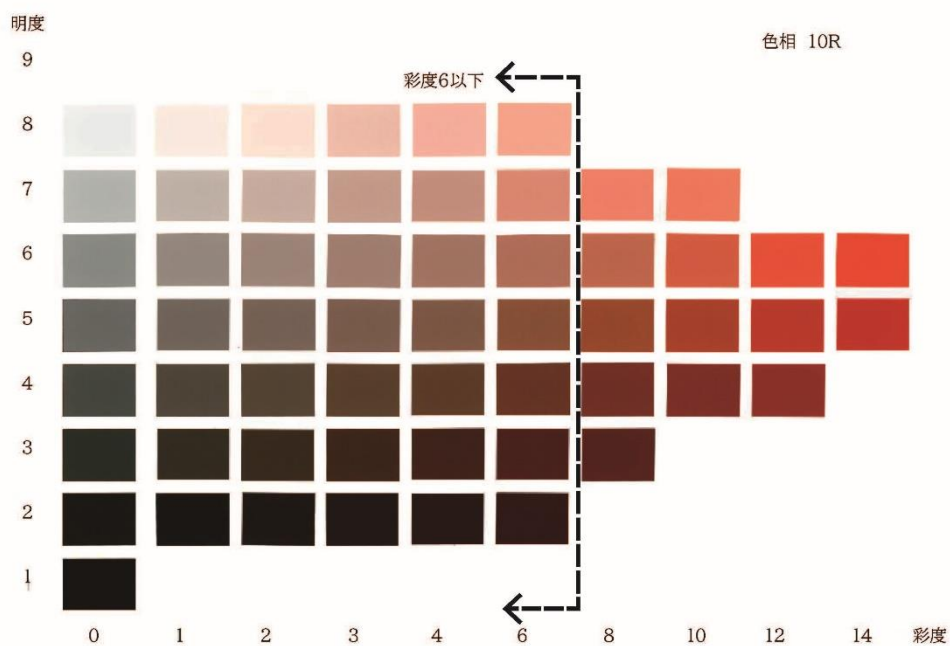
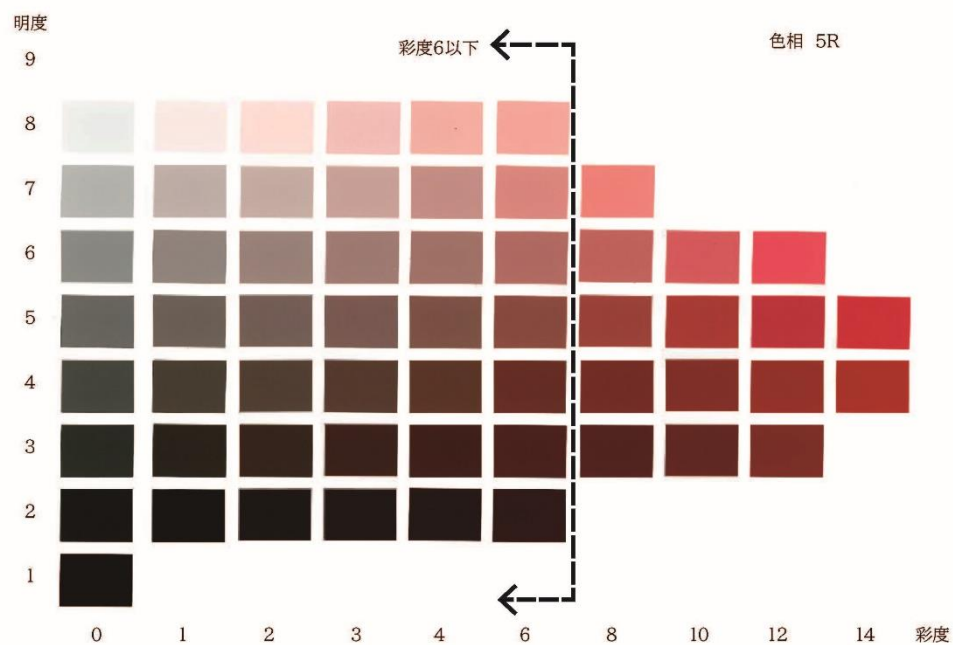
明度は、色の「あかるさ」の度合いで0（最も暗い）から10（最も明るい）までの数値で表現されます。

彩度は、色彩の「あざやかさ」を0（最も鈍い）から14（最もあざやか）程度までの数値で表します。

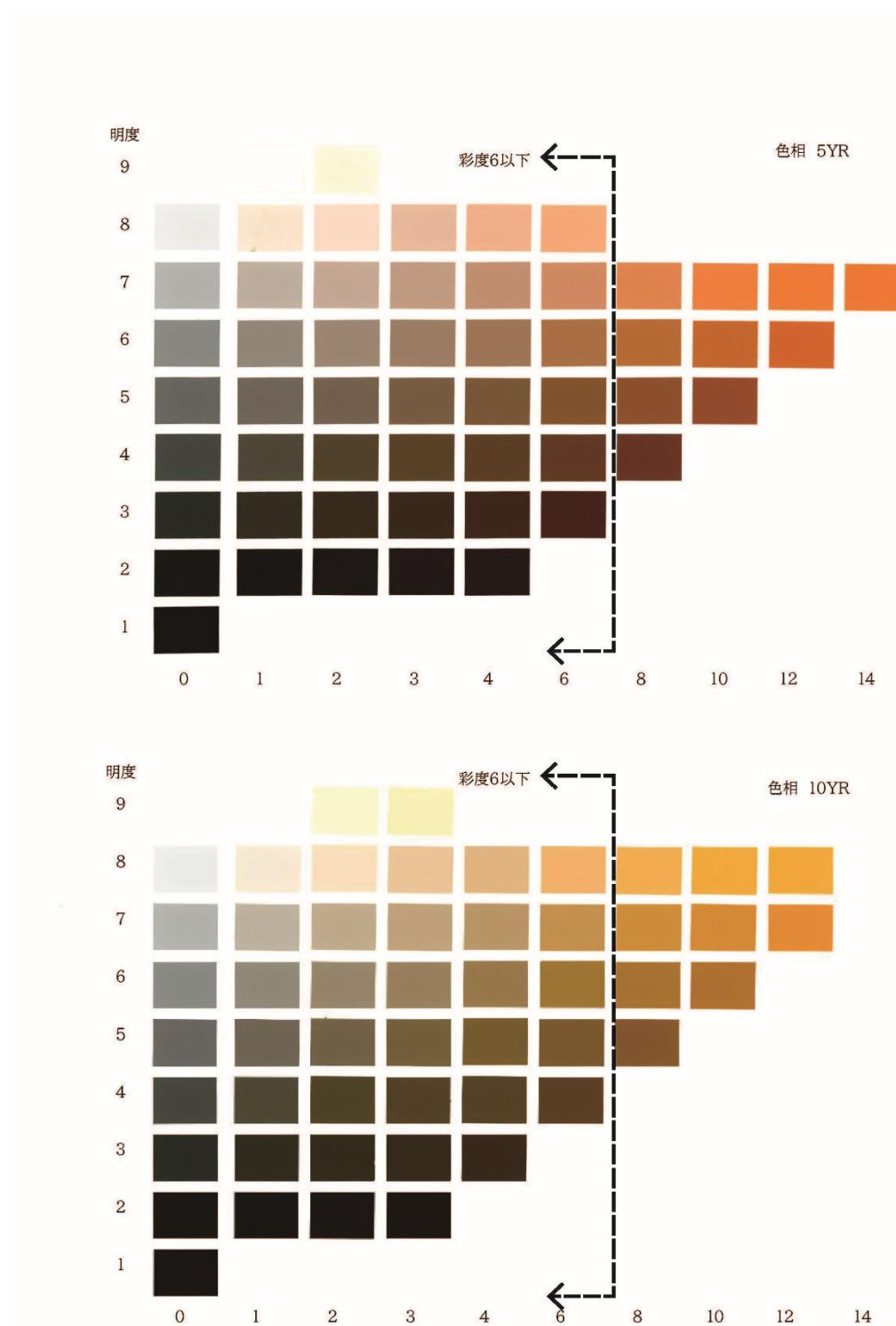
マンセル表色系ではこれら3つの属性を組み合わせたマンセル記号を用いることで、ひとつの色彩を表します。



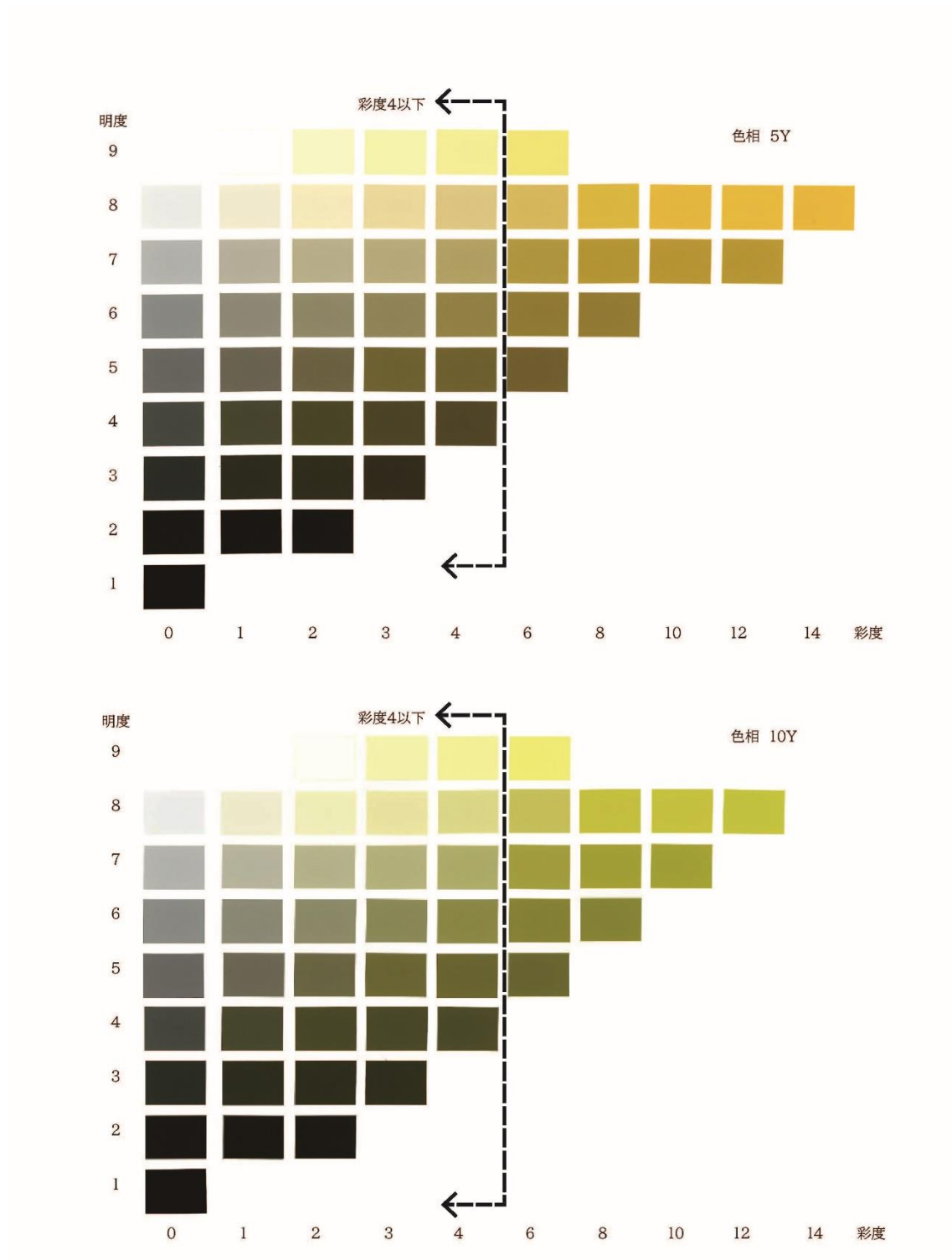
マンセル色相環（日本色研事業株式会社 マンセルシステムによる色彩の定規（2008）を基に作成）



赤系 (R) の色相 (日本色研事業株式会社 マンセルシステムによる色彩の定規 (2008) を基に作成)



黄赤系（YR）の色相 （日本色研事業株式会社 マンセルシステムによる色彩の定規（2008）を基に作成）



黄色系 (Y) の色相 (日本色研事業株式会社 マンセルシステムによる色彩の定規 (2008) を基に作成)

③ XXXXXXXX

④ YYYYYYY

⑤ ZZZZZZZ

⑥